橋本市規則第42号

橋本市会計事務規則等の一部を改正する規則を、別紙のとおり公布する。

令和8年9月30日

橋本市長　平木　哲朗

橋本市会計事務規則等の一部を改正する規則

（橋本市会計事務規則の一部改正）

第1条　橋本市会計事務規則(平成18年橋本市規則第65号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
（概算払） 第71条　次に掲げる経費については、概算払することができる。 (1)～(4)　略 (5)　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会に対して支払う診療報酬 (6)～(12)　略 2～3　略	（概算払） 第71条　次に掲げる経費については、概算払することができる。 (1)～(4)　略 (5)　社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対して支払う診療報酬 (6)～(12)　略 2～3　略

（橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第2条　橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第93号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
（支給の方法） 第9条　略 2　略 3　条例第6条第4項の規定による支払に関する事務は、和歌山県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局に委託し行うものとする。ただし、和歌山県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局に請求が行えない医療機関等については、市長に直接請求を行うことができる。	（支給の方法） 第9条　略 2　略 3　条例第6条第4項の規定による支払に関する事務は、和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託し行うものとする。ただし、和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に請求が行えない医療機関等については、市長に直接請求を行うことができる。

（橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第3条　橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第94号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
（支給の方法） 第9条　略 2　略 3　条例第7条第4項の規定による支払は、和歌山県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局に委託し行うものとする。ただし、和歌山県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局に請求が行えない医療機関等については、市長に直接請求ができ、当該医療機関等の指定した金融機関への振込みにより行うものとする。	（支給の方法） 第9条　略 2　略 3　条例第7条第4項の規定による支払は、和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託し行うものとする。ただし、和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に請求が行えない医療機関等については、市長に直接請求ができ、当該医療機関等の指定した金融機関への振込みにより行うものとする。

（橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第4条　橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第109号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
（医療費の支給の方法） 第5条　略 2　条例第6条第2項の規定により市長が支払うことができる費用の支給を受けようとする医療機関等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる請求書を市長に提出しなければならない。なお、第1号の請求は、和歌山県国民健康保険団体連合会を、第2号の請求は、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局を経由して行うものとする。	（医療費の支給の方法） 第5条　略 2　条例第6条第2項の規定により市長が支払うことができる費用の支給を受けようとする医療機関等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる請求書を市長に提出しなければならない。なお、第1号の請求は、和歌山県国民健康保険団体連合会を、第2号の請求は、和歌山県社会保険診療報酬支払基金を経由して行うものとする。

(1)　略 (2)　社会保険各法に係る請求　重度心身障害児(者)医療費請求書(医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局が調製する様式) 3　略	(1)　略 (2)　社会保険各法に係る請求　重度心身障害児(者)医療費請求書(和歌山県社会保険診療報酬支払基金が調製する様式) 3　略

(橋本市子ども医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)

第5条　橋本市子ども医療費の支給に関する条例施行規則(平成22年橋本市規則第39号)の一部を次のように改める。なお、改正部分は次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(支給の方法) 第9条　略 2　略 3　条例第6条第4項の規定による支払に関する事務は、和歌山県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局に委託し行うものとする。ただし、和歌山県国民健康保険団体連合会及び医療情報基盤・診療報酬審査支払機構和歌山審査委員会事務局に請求が行えない医療機関等については、市長に直接請求を行うことができる。	(支給の方法) 第9条　略 2　略 3　条例第6条第4項の規定による支払に関する事務は、和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に委託し行うものとする。ただし、和歌山県国民健康保険団体連合会及び和歌山県社会保険診療報酬支払基金に請求が行えない医療機関等については、市長に直接請求を行うことができる。

附　則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。